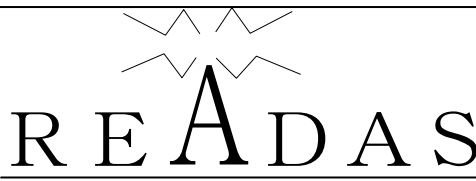


第 5664 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月 6日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

少人数私募債に係る課税

Q：少人数私募債の利子に対する課税が、昨年から変わったそうですが、どのような変わったのですか？

A：源泉分離課税から総合課税となりました。

【解説】

平成28年1月1日以後に支払われる特定公社債以外の公社債（一般公社債）の利子は、原則として、20.315%の源泉分離課税となり、このうち同族会社が発行した公社債（少人数私募債）の利子でその同族会社の株主等が支払いを受けるものについては総合課税となりました。

対象となる者は、以下の特例個人とその親族等です。

対象者は、確定申告が必要です。

【特定個人】

次に掲げる株主グループに属していること。

- ① 第1順位の株主グループの所有割合が50%を超える場合におけるその株主グループ
- ② 第1順位及び第2順位の株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて50%を超えるときにおけるこれらの株主グループ
- ③ 第1順位から第3順位までの株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて50%を超えるときにおけるこれらの株主グループ

